



中小企業向け施策 のご紹介

中小企業向け関連施策 のご紹介

1. 中小企業等経営強化法による支援

- ① 経営革新計画
- ② 経営力向上計画

2. 高度化融資制度（高度化事業）

経営革新計画による支援 ～中小企業等経営強化法による支援①～

資料No.4

「経営革新」とは…“新しい商品の開発”や“新しいサービス事業を行う”など、
「新たな取組」を行い、経営の向上を図ること。

「経営革新計画」とは…経営を向上させる「新たな取組」を、具体的な数値目標
を持った計画にしたもの。

※経営革新計画を作成し、県知事の承認を受けると様々な支援策を利用できます。

《主な支援策》

融資面・保証面での 優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・政府系金融機関による低利融資制度の利用 ・静岡県による低利融資制度の利用 ・信用保証協会の信用保証の特例 など
補助金等の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・経営革新補助金（地域産業総合支援事業費補助金） 「新商品、新技術、新役務等の開発」…最大500万円 「販路開拓」…最大200万円 ※補助率は2分の1
特許料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求料、特許料（第1から10年分）を半額軽減

※その他にも、首都圏への販路開拓コーディネート事業、中小企業総合
展への出展、専門家派遣などの様々な支援を受けることができます。

2

経営力向上計画による支援 ～中小企業等経営強化法による支援②～

資料No.5

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により
生産性を向上させるための計画のこと。

※経営力向上計画を作成し、担当省庁の認定を受けると様々な支援策を利用
できます。

《主な支援策》

税制の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税が3年間半額（固定資産税の特例） ・法人税（所得税）について、即時償却又は取得価額の10% の税額控除が選択適用（中小企業経営強化税制）
金融支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫による低利融資 ・商工中金による低利融資 ・信用保証協会の信用保証の特例 など

3